

食品表示基準の一部改正について

令和2年5月

消費者庁食品表示企画課

| | |
|------------------------|----|
| 1. 食品表示基準の改正概要について | 2 |
| 2. 添加物に関する表示について | 3 |
| 3. 原料ふぐの種類に関する表示について | 9 |
| 4. 特色のある原材料等に関する表示について | 10 |
| 5. 食品表示基準施行スケジュール | 12 |

1. 食品表示基準の改正概要について

食品表示基準（以下「基準」という。）の一部改正が必要な事項は、以下のとおり。

○ 添加物に関する表示

昨年度開催された食品添加物表示制度に関する検討会の報告を踏まえ、基準の一部を改正。

【改正対象条項】
第3条第1項の表、別表第6、
別表第7

○ 原料ふぐの種類に関する表示

基準に掲げているふぐの種類に変更が生じたため、基準の一部を改正。

【改正対象条項】
別表第19、別表第24

○ 特色のある原材料等に関する表示

日本農林規格等に関する法律施行令の改正により、有機畜産物が新たに指定農林物資とされたことから、基準の一部を改正。

【改正対象条項】
第7条の表

2. 添加物に関する表示について

「食品添加物表示に関する検討会報告書」の概要（1）

食品添加物表示制度に関する検討会について

検討会構成委員

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 有田 芳子 | 主婦連合会 会長 |
| 稲見 成之 | 東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 |
| 上田 要一 | 一般社団法人日本食品添加物協会専務理事 |
| 浦郷 由季 | 一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事兼事務局長 |
| 大熊 茂 | 一般社団法人全国スーパーマーケット協会 事業部教育研修課調査役 |
| 坂田 美陽子 | 公益社団法人全国消費生活相談員協会 食の研究会副代表 |
| 佐藤 恭子 | 国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部長 |
| 武石 徹 | 一般財団法人食品産業センター企画調査部部長 |
| 中垣 俊郎 | 京都府立医科大学大学院医学研究科 医療レギュラトリーサイエンス学教授 |
| 西島 基弘 | 実践女子大学名誉教授（座長） |
| 森田 満樹 | 消費生活コンサルタント |

検討会スケジュール

| | | | |
|------------|--------------|----------------------------------|---------------|
| 平成 31.4 | 第1回 | ・食品添加物表示制度をめぐる情勢 ・今後の進め方等について | |
| | 第2回～第3回 | ・関係者ヒアリング（消費者、事業者等） | |
| | 第4回～第7回 | ・論点整理及び論点に沿った個別議論 | |
| | 第8回 | ・報告書骨子（案）に関する議論 | |
| | 令和 2.2.27 | 第9回 | ・報告書（案）に関する議論 |

「食品添加物表示に関する検討会報告書」の概要（2）

現行制度の概要

○一括名、簡略名・類別名表示 / 用途名の表示

食品添加物は、物質名で表示する他、一部の添加物は、一括名等で表示が可能。

○無添加、不使用の表示

- ・消費者の誤認を招く無添加表示の存在
- ・具体的な表示禁止事項の解釈を示す通知が不明確。
- ・「人工甘味料」、「合成保存料」等の用語が無添加表示のためだけに使用。

○栄養強化目的で使用した添加物の表示

- ・一部の食品(ジャム類等)を除き、表示が不要。

○普及、啓発、消費者教育

- ・食品添加物やその表示に関し、消費者の理解が進んでいない。

今後の整理の方向性

物質名等で表示を求める消費者からの要望

- ・見やすさ、なじみがある、表示可能面積不足等から、**現行制度を維持。**
- ・使用した個々の物質や目的について、事業者が消費者へ自主的な情報提供を実施。

- ・表示禁止事項を明確化するため、「**無添加表示**」に関する**ガイドラインを策定。**

- ・消費者の誤認を防止する観点等から、「**人工**」、「**合成**」の用語を削除。

- ・消費者の分かりやすさの観点から、**原則全ての加工食品に表示する方向で検討。**

- ・事業者の影響等の調査や消費者委員会食品表示部会の「表示の全体像」も踏まえる必要。

- ・行政機関、消費者、事業者団体が**連携し**、対象とする**世代に応じたアプローチ**を実施。

「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」について（1）

- 食品添加物表示の在り方については、食品表示法の制定過程における「食品表示一元化検討会」において、一元化の機会に検討すべき事項とは別に検討すべき事項と位置付けられ、消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）においては、個別課題として実態を踏まえた検討を行う事項と整理された。
- このことから、平成31年から全9回にわたり、「食品添加物表示制度に関する検討会」を開催し、消費者の食品添加物の表示の利活用の実態や、海外における食品添加物の表示制度等も踏まえ、食品添加物表示制度の在り方について議論を行い、同検討会が令和2年3月31日に「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」をとりまとめ。

「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」

4. 今後の食品添加物表示制度の方向性

(2) 「無添加」、「不使用」の表示

① 現行制度の概要

イ 「人工」、「合成」の用語

食品表示基準別表第6において、甘味料については「甘味料、人工甘味料又は合成甘味料」、着色料については「着色料又は合成着色料」、保存料については「保存料又は合成保存料」、食品表示基準別表第7において、香料については「香料又は合成香料」の用語を規定している。

なお、平成元年の食品衛生法に基づく制度改正で、国際動向を踏まえ、食品に使用した食品添加物は天然と化学合成品とに差を設けず、原則として全て表示することとなったが、次長通知においても、この考え方を継承しており、食品添加物の表示において「天然」又はこれに類する表現の使用を認めず、食品に使用した場合は、上記の差を設けることなく、原則として全て表示することとしている。

② 整理の方向性

イ 「人工」、「合成」の用語

消費者意向調査の結果では、消費者は添加物に関して「人工」、「合成」といった文言があると避けるという消費者が存在することが分かった。また、事業者団体等関係者からのヒアリングでは、「化学調味料」のように、食品表示法上、その定義が不明確な用語が使用されていることも、添加物に対する消費者の理解に影響しているとの意見が挙げられた。

検討会では、食品表示基準にある「合成保存料」、「人工甘味料」等の、「人工」及び「合成」を冠した食品表示添加物表示に関する規定については、添加物の表示が全面化された平成元年当時の食品衛生法における添加物表示の整理と矛盾することから、また消費者の誤認防止の観点から、委員の総意として当該用語を削除することが適当であるとされた。

なお、「化学調味料」のような法令上にない用語の使用により消費者の添加物に対する理解に影響を与えると指摘された表示については、（２）の②のアで示されたガイドラインの検討段階において、事業者がその用語について広告等を含め表示することがないような検討を併せて行うことが望ましい。

添加物表示に関する基準の改正について（1）

食品添加物表示制度に関する検討会報告書を踏まえ、一般加工食品の横断的義務表示事項を定めた基準第3条第1項の表、別表第6、別表第7を改正し、「人工」及び「合成」の用語を削除する。

改正案 第3条第1項の表（横断的義務表示）

| | 添加物 |
|-----|---|
| 現行 | <p>1 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に別表第6の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 1の規定にかかわらず、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもって、別表第7の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては同表の下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。</p> <p>4 1の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号に掲げる用途の表示を省略することができる。</p> <p>一 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合 着色料又は合成着色料</p> <p>二 （略）</p> |
| 改正案 | <p>1～3 （略）</p> <p>4 1の規定にかかわらず、<u>次の各号</u>に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号に<u>定める</u>用途の表示を省略することができる。</p> <p>一 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合 着色料</p> <p>二 （略）</p> |

改正案 別表第 6（添加物の用途）

| | | |
|-----|-----|------------------|
| 甘味料 | 現行 | 甘味料、人工甘味料又は合成甘味料 |
| | 改正案 | 甘味料 |
| 着色料 | 現行 | 着色料又は合成着色料 |
| | 改正案 | 着色料 |
| 保存料 | 現行 | 保存料又は合成保存料 |
| | 改正案 | 保存料 |
| (略) | | |

改正案 別表第 7（添加物の物質名の代替となる語（一括名））

| | | |
|-----|-----|----------|
| (略) | | |
| 香料 | 現行 | 香料又は合成香料 |
| | 改正案 | 香料 |
| (略) | | |

3. 原料ふぐの種類に関する表示について

- 基準において、ふぐを原材料とするふぐ加工品及び生鮮ふぐ（※）については、原料ふぐの種類を表示を行うこととされている。（※）ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用でないもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用のもの
- 他方、有毒部位の除去等により人の健康を損なうおそれがないと認められるふぐの種類については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条2号に基づく通知（「ふぐの衛生確保について」（昭和58年環乳第59号厚生省環境衛生局長通知））により示されているが、今般、そのふぐの種類に変更が生じ、当該通知については令和2年5月1日に改正。
 （「しろあみふぐ」は、「もようふぐ」と同一種類（「もようふぐ」の幼魚）であることが判明したため、「もようふぐ」に統一）
- このため、基準別表第19及び別表第24についても原料ふぐの種類に係る改正を行う。

改正案 別表第19（一般加工食品の個別的表示事項）

| 食品 | ふぐを原材料とするふぐ加工品 | |
|-------|----------------|---|
| 表示事項 | 原料ふぐの種類 | |
| 表示の方法 | 現行 | 原料ふぐの種類を次に掲げる標準和名で表示するとともに、「標準和名」の文字を表示する。 一～二十 （略） 二十一 もようふぐ 二十二 しろあみふぐ 二十三～二十八 （略） |
| | 改正案 | 原料ふぐの種類を次に掲げる標準和名（以下「標準和名」という。）で表示するとともに、「標準和名」の文字を表示する。 一～二十 （略） 二十一 もようふぐ （削除） 二十二～二十七 （略） |

上記のほか、別表第24（一般用生鮮食品の個別的表示事項）についても同様の改正を行う。

4. 特色のある原材料等に関する表示について（1）

- 基準第7条では、任意表示として、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品等の特色のある原材料等に関する表示事項を規定しており、現状、有機農産物及び有機加工食品については、日本農林規格等に関する法律施行令（昭和26年政令第291号。以下「JAS法施行令」という。）第17条で表示規制の対象として指定されていることを根拠として該当する告示を引用している。
- 具体的には、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第63条は、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められる農林物資に対する表示規制について規定しており、現在、JAS法施行令第17条において、当該農林物資として指定されているのは、いわゆる有機農産物及び有機農産物加工食品（以下「有機農産物等」という。）となっている。このため、有機農産物等については、JAS法に基づいてJASマークを付されていないければ、「有機」と表示できないこととされている。
- 今般、有機畜産食品に対する志向の高まり、東京オリンピック・パラリンピックの食材調達基準において有機食品が推奨されたこと等を背景に商品の流通量が増加していることから、いわゆる有機畜産物、有機畜産物加工食品及び有機農畜産物加工食品（以下「有機畜産物等」という。）についても、有機農産物等と同様に表示の適正化を図ることが必要であることから、今年1月にJAS法施行令が改正され、有機畜産物等が当該表示規制の対象となった（施行日は同年7月16日）。
- このため、今回のJAS法施行令の改正に伴い、有機畜産物について該当する告示（有機畜産物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1608号）を引用する基準の改正を行う。

特色のある原材料等に関する表示について（２）

改正案 第7条の表

| | 特色のある原材料等に関する事項 |
|-----|---|
| 現行 | <p>1 特定の出産地のも、有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1605号）第3条に規定するものをいう。）、有機畜産物、有機加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1606号）第3条に規定するものをいう。）その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、第3条第2項の規定により原料原産地名を表示する場合（任意で原料原産地名を表示する場合を含む。）を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が百パーセントである場合にあっては、割合の表示を省略することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> |
| 改正案 | <p>1 特定の出産地のも、有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1605号）第3条に規定するものをいう。）、有機畜産物（有機畜産物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1608号）第3条に規定するものをいう。）、有機加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1606号）第3条に規定するものをいう。）その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、第3条第2項の規定により原料原産地名を表示する場合（任意で原料原産地名を表示する場合を含む。）を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が百パーセントである場合にあっては、割合の表示を省略することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> |

5. 食品表示基準施行スケジュール

